

昭和58年度

研修・研究事業の概要

はじめに

福島県教育センター条例によつて定められてゐるよう、本県教育センターの行う主たる事業は

- 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究にすること
 - 情報処理教育にすること
 - 教育相談にすること
 - 教育に関する図書及び資料の作成、収集及び活用にすること
 - などであり、いずれもその成果を県下の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び盲・聾・養護学校での教育実践に生かし、本県教育の振興と充実に寄与することをねらいとして企画され、実施されているものである。
 - これら事業のうち本号では、当教育センターにおける昭和五十八年度の研修・研究事業の概要について紹介し当該事業に対する理解を一層深めてい
 - ただくようにしたい。

研修事業について

研修事業は、教職員に対して、教育における専門職としての資質能力の向上を期待し、更に充実発展した教育の実現をめざして行われる事業である。

第二次福島県長期総合教育計画（昭和五十三～六十年度）の施策の基本方向

各講座は、教職員の発展的な自己研修が一層活性化することを期待し、また、児童生徒及び地域の実態に即した校内研修が更に推進されることをめざしながら、講義、研究協議、演習、実習、実験等種々の方法が工夫されている。

(二) 研修内容
当面する学校教育の課題の一とし
て、児童生徒の健全育成につながる生
徒指導の充実・非行防止の徹底があげ
られる。この要請にこたえるため、当
教育センターにおける本年度研修事業
の特色として、教育相談の充実強化に
役立つ「学校カウンセラー養成講座」

(二) 研修内容

○ 学校種別	研修講座数	開設回数
・ 小中高共通	八講座	二〇回
幼稚園	一講座	一回
小学校	一四講座	三四回
中学校	一四講座	二七回
高等学校	三三講座	二五回
合計	六〇講座	一〇七回
○ 学校種別研修人員		

授、学識経験者、教育庁職員及び現場の教師など多彩な指導陣により、講座内容の充実を図つてきている。